

令和4年度

**第三者評価
評価結果報告書**

埼玉県中央児童相談所一時保護所 御中

令和5年3月
株式会社ユーズキャリア

評価結果

事業所名	埼玉県中央児童相談所一時保護所
理念	<p>児童に安全な環境を与え、心身共に安心でき、危険から守られる生活環境を保障する。</p> <p>児童は個人として尊重され、いかなる虐待・偏見・差別もないよう公平に処遇され、児童集団での暴力やいじめから守られ、伸び伸びとした生活ができるよう配慮される。職員は、児童の福祉に最良の効果をもたらすよう配慮を行い、誠心誠意尽くす。</p>
基本方針	<p>安心・安全な環境の提供</p> <p>基本的生活の指導</p> <p>子どもの性格・特徴・能力・成長等の把握</p> <p>子どもの学力に応じた教育・学習指導</p>

評価機関名	株式会社ユーズキャリア
評価実施期間	令和5年2月1日から令和5年3月20日
評価方法と基準	<ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所自己評価シート、児童へのアンケートに基づき総合的に評価する。 ●各評価項目は、判断基準と評価の視点・ポイントに基づき評価する。判断基準の評価は○、△、×の3段階で行う。判断基準の評価結果に基づき、総合的に64項目で構成する評価項目をs、a、b、cの4段階で評価する。 ●評価ランクの考え方 <ul style="list-style-type: none"> s：優れた取組みが実施されている（他の一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態） a：適切に実施されている（よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態） b：できている（aに向けた取組みの余地がある状態） c：できていない（b以上の取組みとなることを期待する状態）

I 子ども本位の養育・支援

項目	評価	判断基準1	判断基準2	判断基準3	判断基準4	判断基準5	判断基準6
No.1 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	a	○	○				
No.2 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	a	○	○				
No.3 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a	○	○				
No.4 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a	○					
No.5 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	a	○	○	○	○	○	
No.6 保護解除に向けて子どもに対して必要な支援を行っているか	a	○	△	○	○		
No.7 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか	a	○	○	○	○		
No.8 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a	○	○	○			
No.9 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	a	○	○	○			
No.10 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	a	○					
No.11 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	a	○					
No.12 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	a	○	○	○	○		
No.13 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	a	○	○				
No.14 子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	a	○	○				

◆コメント

【特に優れている点】

- ・権利ノートを年齢に合わせて作成し、子どもの安全、安心が守られること、権利について等わかりやすく説明し、制限される内容についても丁寧に説明している。
- ・意見箱を子どもが入れ易い場所に設置し、活用しやすい工夫もしている。出された意見については検討後、必ずフィードバックする事を徹底している。
- ・被措置児童等虐待防止の取り組みについては児童向け「権利ノート」を配布し、困った時にどうすればよいかを説明している。また、職員は半年に1回虐待防止のためのチェックリストを使用し、振り返りを行い、定期的に研修を行い虐待防止に努めている。また、食事のアンケートやリクエスト給食を実施している。
- ・子どものエンパワメントに繋がる支援として、担当、副担当は時間を設け不安や悩み等を一緒に考え、助言し大切な存在であることを伝えている。また、毎月児童が中心となる季節行事を実施し、自己表現の機会を設け、自信が持てるように心掛けており、子どもの成長にも繋がっている。行事は担当福祉士等も参加し、取り組みの成果が認められる機会としている。
- ・思想や宗教の自由の保障については、食事内容への配慮や宗教的問題にも対応し配慮している。性的

アイデンティティについては、事前の情報や本人の状況を把握した上で、配慮が必要な場合には適切に対応している。

【改善や工夫を期待したい点】

- ・保護解除に向けての支援として、「年齢に応じた SOS が出せるよう幼保職員への SOS,児童相談所全国ダイヤルの使い方の練習等、具体的な練習ができていない」とのことだが、実際の使い方を映像等で見せることでより身近に理解でき、発信に繋がるのではないかと思われ、今後の対応の工夫が望まれる。(No.6)

II 一時保護の環境及び体制整備

項目	評価	判断基準1	判断基準2	判断基準3	判断基準4	判断基準5	判断基準6
No.15 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	b	△	△	△	△		
No.16 一時保護所は、個性が尊重される環境となっているか	b	△	○	○			
No.17 一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	a	○	○	○	○	○	○
No.18 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	a	○	○	△			
No.19 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	b	△					
No.20 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	a	○	○	○			
No.21 情報管理が適切に行われているか	a	○	○	○	○	○	
No.22 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組みが適切に行われているか	a	○	○	○	○		
No.23 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	a	○	○				
No.24 児童福祉司との連携が適切に行われているか	a	○	○				
No.25 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a	○	○	○			
No.26 医療機関との連携が適切に行われているか	s	○	○				
No.27 警察署との連携が適切に行われているか	a	○	○	○			
No.28 施設や里親等との連携が図られているか	a	○					
No.29 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	a	○	○				

◆コメント

【特に優れている点】

- ・生活環境面は、共用部分の清掃は委託業者が行い、清潔な環境を保っている。居室などは職員や学齢児童も一緒に掃除をし、年1回は全館消毒を実施し、毎月設備・備品の点検を実施している。
- ・職員の専門性の向上等の取り組みについては、専門職研修を優先している。その他の研修も内容に応じて対象職員が業務時間内に研修できるよう、勤務調整をしながら実施している。
- ・職場環境としては法令遵守に努め、時間外労働管理や休暇取得は適切に行われており、有給休暇の取得率も上がっている。メンタルヘルスへの取り組みの仕組みがあり、いつでも相談できる体制がとられている。
- ・医療機関との連携は、小児科検診に加え、令和2年度からは歯科検診も実施し、必要な診療に結び付ける等、改善されている。服薬を要する児童の割合は年々増加しており、ヒューマンエラー防止の観点から、薬剤師の協力を得て服薬の一包化や分包時の服薬日時の記載、記名簿を可能な限り依頼している。外用薬使用児童、日常的なスキンケア対応児童については処置内容を一覧とし、日々のケアを統一している。医療機関受診の情報はスタッフ間の引継ぎ記録にて共有している。また、児童の個別記録として医療情報経過記録に記載し、看護日誌にも記載している。
- ・警察との連携において、協定もありスムーズな対応が可能となっている。保護児童への警察・検察聴取がある場合にはスーパーバイザー、ケースワーカーに働きかけ、共同面接（司法面接）の実施などにより児童への負担を考慮していただいている。児童の負担が軽減するよう、内容を職員で引継ぎ、就寝前の時間などに児童と話し合いを実施するなどのケアを行っている。

【改善や工夫を期待したい点】

- ・一時保護を必要とする子どもの数が増加しており、定員超過が常態化している。その中で安全確保を第一として支援を行うため、職員は様々な工夫をしており、特にコロナ禍においては感染への対応等も含め、自作のパーテーションを作る等の対策を行っている。
しかしながら、設備運営基準において、旧基準の設備となっており、児童の個別性を尊重し、安心して生活できるよう体制を確保する努力をしているが、十分ではない現状がある。
これは一時保護所の努力で改善できる問題ではないが、新規の法的基準をクリアすることは困難であるため、快適な環境が整備されるよう期待する。(No.15・16)
- ・人員確保について、一時保護所配置の心理士の欠員があり、募集をして補充の努力をしているが採用に至っておらず、専門職の適正な職員配置が望まれる。(No.19)

*一時保護所の対応でなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行った。

Ⅲ 一時保護所の運営

項目	評価	判断基準1	判断基準2	判断基準3	判断基準4	判断基準5	判断基準6
No.30 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	b	△	△				
No.31 一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	a	○	○	○	△		
No.32 緊急保護は、適切に行われているか	a	○	○				
No.33 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a	○	○	○			
No.34 レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	a	○	○	○			
No.35 食事が適切に提供されているか	a	○	○	○	○	○	
No.36 子どもの衣服は適切に提供されているか	a	○	○	○	○		
No.37 子どもの睡眠は適切に行われているか	a	○	○				
No.38 子どもの健康管理が適切に行われているか	s	○	○				
No.39 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	a	○					
No.40 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	s	○	○				
No.41 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	a	○	○	○			
No.42 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	a	○	○	○	○		
No.43 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			
No.44 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			
No.45 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	a	○	○	○			

No.46 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	b	△	○	△			
No.47 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	○	○				
No.48 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	b	△	○	○			
No.49 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	a	○	○				
No.50 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a	○	○				
No.51 災害発生時の対応は明確になっているか	a	○	○	○			
No.52 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	s	○	○				
No.53 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	a	○	○	○	○		
No.54 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	a	○	○	○	○		

◆コメント

【特に優れている点】

- ・理念や基本方針は一時保護の目的に即しており、保護業務マニュアルや会議などで職員に周知している。
- ・年間行事計画は、意見箱などで把握した子どもの要望を反映させて作成し、コロナ禍で制限のある中、工夫して実施している。実施後は振り返りを行い、見直しをしたうえで次年度に生かしている。
- ・子どもの発達や身体状況・成育歴・生活に関する知識など、一人ひとりに合わせた生活面のケアを行っている。手洗い・消毒・ペーパータオル・マスク着用(学齢時)やビニールシートで手作りした隔離スペースなど、コロナを含めた感染症対策を徹底しており、予防に努めている。毎朝の検温や視診・食欲・睡眠状況など、常に健康状態を把握し、体調不良やけがが発生した場合は、マニュアルに沿って対応し、必要があれば専門科に受診をしている。幼児は身体チェック表に毎日記録し、職員間で情報を共有し、丁寧なケアを行っている。
- ・幼児の保育は情緒の安定や生活リズムに配慮し、5領域と年齢別発達の特性を組み込んだ保育計画を作成して、基本的な生活習慣が身につくように援助している。戸外遊びではたくさん身体を動かして遊び、心身の開放を図って情緒の安定や食欲、良質な睡眠へと繋げている。5歳児はスムーズに就学へと移行できるように、2月頃から午睡を減らし、タブレットの使用を開始している。
- ・休日は児童の希望に沿い、体育館やグラウンドを開放し、図書室や学習室を利用して好きな過ごし方ができるように配慮している。例年行っている野外活動がコロナ禍によりできないため、近くの公園や図書館などに出かけ、気分転換を図ったり、所内で楽しめるプログラムを用意して工夫している。
- ・食事は委託業者により1日3食の食事と幼児には午前・午後おやつが提供され、月1回の給食会議では、献立やお楽しみ給食・アレルギー食の確認などを話し合っている。お楽しみメニューでは、子どもの希望やバイキング方式を取り入れて、子どもたちの楽しみとなっている。食堂の窓にフィルムを貼って刺激が少ないようにし、背もたれなし

の椅子の活用や低学年児のテーブルの高さの調整など、おいしく食事をするための工夫がされている。

食物アレルギーに関しては、自己申告の場合も含めて除去食や代替食を提供し、席ボードや色の違うトレイに名前と除去メニューを記載し、何度もダブルチェックを行って誤食・誤飲のないようにしている。

- ・衣服は子どもの体型や気候に合わせて随時調整し、シューズと靴下は新品を提供している。1日1回入浴後に洗濯を行い、破損した場合は修繕や交換で対応している。
- ・学齢児は在籍校との連携を図り、教材や学習内容などを送付してもらい、学習指導員や学習補助員を配置して支援を行っている。入所後早めに学力審査を行って、子どもの学力に応じたプリントや教材を用意し、子どもが「できた・わかる」という、達成感を味わえるように配慮している。
- ・子どもの性的問題に対して、ケースワーカーや看護師・心理士などと連携して、支援や方法を検討している。一時保護所の中で性的問題が起きた場合は、個室を活用して他の子どもと分離し、改めて教育指導を行っている。プライベートゾーンや人との距離感については随時話をし、幼児には「だいじ だいじ どーこだ」の絵本を使ってわかりやすく説明している。学齢児は学習の時は男女で分かれた席にしており、自由時間は男女別々の部屋で過ごすようにしている。警察の面接などの後は、心理士や看護師などと連携して丁寧なフォローをしている。
- ・他害や自傷行為を行う可能性がある子どもに対しては、受け入れ時に背景や心理状況について把握し、ケースワーカーや心理士・看護師などと連携して情報の共有に努め、対応についての方針を検討している。心理的ケアや必要な場合は医学的アドバイスも受けて対応している。他害などの逸脱行動には毅然と対応し、緊急時には必要な応援体制、いざという時には110番通報、最終的には家裁送致を行うなどが共有されている。
- ・無断外出は危機管理マニュアルに沿って対応している。受け入れ時に無断外出の可能性について把握し、心理的ケアや様子の観察・夜間巡視などで未然防止に努めている。無断外出が発生した場合は、保護者や警察などの関係機関に連絡をし、子どもが帰ってきた際には温かく迎え入れ、気持ちに寄り添ってじっくりと話を聞くようにしている。
- ・危機管理マニュアルに沿って具体的な避難計画を作成し、毎月避難訓練を行っている。年2回のAED研修を行い、うち1回は消防署の立ち合いで行っており、全職員が参加している。
- ・触法少年について、過去8年間実績はないが、事例があった場合は個室を活用して、当該児童と他児童の安全・安心を図る体制がある。
- ・身近な親族を失った子どもには、本人や親族の希望に沿った対応をし、墓参りなどを実施している。被虐待児の受け入れは多職種で情報を共有し、子どもの心身の状況について早期に評価を行い、保護中の配慮事項や支援方法について検討されている。発達障害の子どもへの対応は、子どもの特性を見極め音や掲示物などへの配慮など、刺激物のコントロールに努めている。心理的なケアや医学的アドバイス、必要な場合は治療的ケアを行い、安定した生活が送れるように配慮している。
- ・健康上の配慮が必要な子どもの受け入れの際には、早期に評価と配慮事項の把握、保護中の支援での方針が検討され、看護師の指導のもと全職員への情報の周知や観察・管理を徹底している。服薬はマニュアルに沿って対応し、看護記録に記載している。
- ・一時保護所の運営、業務に関する基本的な対応や手順は各マニュアルを整備し、職員全体で共有している。随時話し合いを行って見直しをしておき、マニュアルの内容に関しての内部研修を行っている。
- ・年に2回の虐待チェックリストと年3回の実績評価を行い、自己評価に努め、質の向上のために随時課長面接を実施している。

【改善や工夫を期待したい点】

- ・障害児の受け入れに関しては、障害の程度などに応じて対応しており、障害児支援施設での処置が適切と判断した場合には、障害児入所施設への一時保護委託やショートステイの利用など、外部の支援を求めている。所内は身体障害を有する子どもの受け入れが行えるようなバリアフリーなどの環境にはなっておらず、今後の課題となっている。
- ・経験の浅い職員や新人職員の育成、専門性の向上、職員間の共通認識のためのスーパーバイザーの役割が、さら

に十分に発揮できる体制が望まれる。

- ・食事はバラエティーに富んだメニューや盛り付けなどを工夫し、子どもにとって楽しみなものとなるよう期待する。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

項目	評価	判断基準1	判断基準2	判断基準3	判断基準4	判断基準5	判断基準6
No.55 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	a	○	○				
No.56 保護開始にあたり、関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	a	○	○				
No.57 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	a	○					
No.58 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	a	○	○	○			
No.59 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a	○	○				
No.60 観察会議が適切に実施されているか	a	○	○	○			

◆コメント

【特に優れている点】

- ・保護開始にあたってはケースワーカーと連携し、学校や保育所などから情報を収集して、家庭状況や成育歴の把握に努めている。保護前にケースワーカーから児童票を受け取り、子どもについて把握し、保護票を作成して観察会議で支援方法や処遇方針を検討している。観察会議は担当・副担当職員やケースワーカー・心理士・看護師など、多職種で協議し、結果は判定会議に提出されている。
- ・子どもの希望によって面談を実施している。行動観察の結果は個別記録に残し、ケースワーカーと共有して処遇に反映させている。観察会議は月2回行い、その他に指導員会議や保育士会議、ミニカンファレンスを実施している。

【改善や工夫を期待したい点】

- ・保護期間が長期化している学齢児の学習の遅れや、幼児の発達支援については、さらに丁寧な対応ができるような工夫を期待する。
- ・心理ケアやアドバイスについては相談所本館の心理士と連携して行っているが、タイムリーなケアができない、じっくりと関われないなど、不十分であり、保護所に常駐する心理士がいることが望まれる。
- ・緊急保護用の個室の確保と個別対応が必要なケースの増加のため個室が足りず、職員の様々な工夫で他の子どもとの分離スペースを作っている。個室の確保は今後の課題となっている。

V 一時保護の開始及び解除手続き

項目	評価	判断基準1	判断基準2	判断基準3	判断基準4	判断基準5	判断基準6
No.61 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a	○	○				
No.62 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a	○	○	○			
No.63 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a	○	○				
No.64 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a	○	△				

◆コメント

【特に優れている点】

- ・必要な支援では着替えの服のサイズや色柄など、児童の希望を聞き、可能な範囲で対応している。私服も相談に応じて着ることができる。
- ・所持物については記録簿に記載し、貴重品については金庫で保管し、預かり品については月1回、確認し適切な対応が行われている。

* 一時保護所の対応でなくケースワーカーにかかる項目については児童相談所の対応として総合的な判断を行った。

判断基準一覧

- 1-1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、分かりやすく説明しているか
- 1-2 子どもの権利が侵害された時の解決方法を説明しているか
- 2-1 子どもの意見・要望・苦情等が適切に表明されるような配慮を行っているか
- 2-2 子どもの意見を尊重して一時保護等の質の向上を図る取組みが行われているか
- 3-1 一時保護の理由や目的、一時保護所での生活等について、子どもの年齢や理解に応じて分かりやすく説明し、理解を得ているか
- 3-2 不服申し立ての方法等について、保護者・子どもに示しているか
- 4-1 保護期間中に、適宜子どもに対して、現状や見通しについて説明をしているか
- 5-1 一時保護の解除にあたっては、子どもの意向、意見や気持ちを十分に聞いているか
- 5-2 一時保護解除について、伝える時期に十分に配慮しているか
- 5-3 子どもや保護者等の意見等を踏まえ、復帰時期、復帰後の生活等について十分に検討しているか
- 5-4 家庭復帰ができない場合、理由、その後の生活の見通し等を十分に伝え、子どもが納得できるよう対応しているか
- 5-5 家庭復帰ができない場合、児童養護施設の見学や里親に会えるようにしているか
- 6-1 家庭復帰に対する子どもや保護者等の心理状態に配慮しつつ、子どもや保護者等の意見を聴取しながら、復帰時期、復帰後の生活等について検討しているか
- 6-2 子どもが年齢に応じて SOS を出せるよう、エンパワメントを行っているか(幼保職員への SOS、児童相談所全国ダイヤルの使い方の練習など)
- 6-3 里親委託や施設入所等に移行する子どもには、新たな養育場所に関する情報提供、心のケア、移行の必要性の説明等を行っているか
- 6-4 家庭復帰後も、相談や支援をしていくことを分かりやすく伝えているか
- 7-1 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限となっているか
- 7-2 外出、通信、面会等に関する制限を行う場合に、子どもの安全確保のため必要である旨を子どもや保護者に説明しているか
- 7-3 外出、通信、面会、行動等に関する制限を行う場合に、理由や経過等を記録しているか
- 7-4 外出、通信、面会、行動等の制限を行っている子どもがいる場合には、必要のない子どもが制限されていないか
- 8-1 被措置児童等虐待があった場合に、すぐに職員に相談できること、児童相談所等に通告・届出ができることについて、あらかじめ子どもに説明しているか
- 8-2 万一、子どもの権利が侵害される事態が生じたときの対応は適切に行われているか
- 8-3 被措置児童等虐待の防止に努める取り組み等を行っているか
- 9-1 子ども同士での権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えているか
- 9-2 子ども同士での権利侵害がある場合に、すぐに対応できる体制を確保しているか
- 9-3 子ども同士での権利侵害など、子どもの健全な発達を阻害する事態の発生防止のための取組みを行っているか
- 10-1 文化、慣習、宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重した対応をしているか
- 11-1 性的なアイデンティティに配慮した対応をしているか
- 12-1 一時保護の受入れ可否を子どもの安全の視点で判断しているか
- 12-2 子どもが安全感や安心感、信頼感を持てる保護や療育を行っているか
- 12-3 全ての子どもが、被害を受けているまたコミュニケーションに問題がある可能性を考慮した、通常以上に配慮したケアが行えているか
- 12-4 プライバシーに配慮すべき場面では、適切な対応を行っているか

- 13-1 「あなたは大切な存在である」ことを言葉・行動でメッセージとして伝えているか
- 13-2 表現の機会を多く作り、それを受け止められる体験を通して、自己表現を促しているか
- 14-1 子どもからの聞き取りにあたっては、子どもの人権等への配慮を十分に行っているか
- 14-2 子どもから聞いた話を、職員間及び担当児童福祉司と共有することを説明しているか
- 15-1 子どもの保護ができる場が用意できているか
- 15-2 開放的環境における対応が可能となっているか(一時保護所内での開放環境の確保・委託一時保護の活用等)
- 15-3 一時保護所の設備及び運営基準は、児童養護施設について定める設備運営基準を遵守しているか(適切な監査等を受けているか)
- 15-4 プライバシーに配慮した居室空間が提供されているか
- 16-1 束縛感がなく、個別性が尊重される環境となっているか
- 16-2 必要な子どもに対し、個室を提供できる環境があるか
- 16-3 温かい雰囲気であり、安心し b: できている(aに向けた取組みの余地がある状態)
- 17-1 日常的に清掃等がされ、衛生 c: できていない(b以上の取組みとなることを期待する状態)
- 17-2 家庭的な環境となるような工夫がされているか
- 17-3 生活環境として必要な設備や什器備品等が整備されているか
- 17-4 必要な修繕等が行われているか
- 17-5 生活場面の中で、どんな外景色が見えるのか
- 17-6 外部からの視線に対する配慮が行われているか
- 18-1 管理者が一時保護所の管理・運営をリードするための環境が整っているか
- 18-2 管理者のリーダーシップのもとでの管理運営が行われているか
- 18-3 スーパーバイズができていますか
- 19-1 職員配置は、児童養護施設について定める設備運営基準以上であるか
- 20-1 各職の役割や権限、責任が明確になっているか
- 20-2 専門性を要する役割には、必要な能力等を有する職員が配置されているか
- 20-3 相談援助活動の一貫性を保つよう努めているか
- 21-1 個人情報が適切に取り扱われているか
- 21-2 情報の重要性や機密性を踏まえた管理を行っているか
- 21-3 書類や記録等が適切に管理・更新されているか
- 21-4 子供に関する情報について、外部機関と共有する必要が生じた場合には、子どもや保護者の同意を得ているか
- 21-5 情報管理に関する職員の理解・周知の取組みを行っているか
- 22-1 一時保護に従事する者として、守るべき法・規範・倫理等を全職員が理解するための取組みが行われているか
- 22-2 職員の専門性の向上を図るための計画的な取組みが行われているか
- 22-3 職員一人ひとりの育成に向けた取組みが実施されているか
- 22-4 職員間での指導・育成を行う仕組みがあるか
- 23-1 職員間での情報共有や引継等の仕組みがあるか
- 23-2 職員間で共有・引継する情報の内容は適切か
- 24-1 一時保護所は、児童福祉司と密接な連携が保てる範囲に設置されているか
- 24-2 入退所時や入所中の調査、診断、支援等について、児童福祉司・児童心理司やその他の各部門と十分な連携を図っているか
- 25-1 適正な就業状況が確保されているか
- 25-2 職員が働きやすい職場環境づくりの取組みがなされているか

- 25-3 福利厚生施設の充実に取組んでいるか
- 26-1 必要な場面で、医療機関からの協力が得られているか
- 26-2 子どもの状況に応じ、児童福祉司や生活支援担当者、児童心理司、医師などのチームケアを行える体制があるか
- 27-1 警察署との連携が日頃から行われているか
- 27-2 警察の面接等に当たっては、子どもの成長・発達状況や心身の負担に十分配慮するよう、警察と十分に調整を行っているか
- 27-3 子どもに対し、警察が面接等を行う場合には、可能な限り協力しているか
- 28-1 移行前に、子どもが安心感を持てるように配慮しているか
- 29-1 必要な関係機関との連携を行う仕組みがあるか
- 29-2 関係機関とのネットワークを有効に活用できているか
- 30-1 理念・基本方針が職員に周知されているか
- 30-2 一時保護の目的(安全確保・アセスメント)に即した理念・基本方針となっているか
- 31-1 事業計画が策定されているか
- 31-2 事業計画に基づく取組みが実施されているか
- 31-3 事業計画の策定と評価、見直しの仕組みがあるか
- 31-4 策定にあたって、児童の意向や職員の意見、地域の福祉ニーズ等を反映できる仕組みがあるか
- 32-1 閉鎖的環境での保護期間が必要最低限となるよう適切に判断する仕組みがあるか
- 32-2 緊急保護を行うにあたり、子どもへの説明が行われているか
- 33-1 個々の子どもの状態にあわせて、生活全体の場面にて生活面のケアを行っているか
- 33-2 日課構成は適切か
- 33-3 一時保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援しているか
- 34-1 レクリエーションプログラム、自由に遊びのできる空間、読書や音楽鑑賞等を楽しむことのできる環境が提供されているか
- 34-2 子どもの年齢を考慮の上、スポーツ活動及び室内遊戯等を計画し、子どもの希望に応じて参加させるよう配慮しているか
- 34-3 必要に応じ、事故防止に留意しつつ、野外活動等を実施することにより、子どもの安定化等に取り組んでいるか
- 35-1 1日3食の食事が提供されているか
- 35-2 食事は衛生が確保されているか
- 35-3 食事アレルギーや個々の子どもの状態等に配慮した食事が提供されているか
- 35-4 おいしく食事をするための配慮がなされているか
- 35-5 食事は、温かい雰囲気の中で提供されているか
- 36-1 衣服の清潔は保たれているか
- 36-2 衣習慣が身につくように支援しているか
- 36-3 発達段階や好みにあわせて子ども自身が選択できるようにしているか
- 36-4 適切な衣服を貸与できるか
- 37-1 就寝・起床時刻は適切か
- 37-2 睡眠環境は適切か
- 38-1 子どもの健康状態が把握されているか
- 38-2 子どもの健康状態により、必要に応じて診察や処置を行っているか
- 39-1 子どもの状況や特性、学力に配慮した教育・学習支援を行っているか
- 40-1 保育所運営指針による保育を基本としているか

- 40-2 発達の個人差、生活環境の差異、経験の差異を考慮した保育が行われているか
- 41-1 子どもの年齢に応じ、家族に対する支援や対応に関して説明を行っているか
- 41-2 子どもに対して行った情報提供や説明の内容について、関係者間で共有されているか
- 41-3 家族との面会等は、子どもの安全と安心、子どもの意思や気持ちを踏まえ総合的に判断されているか
- 42-1 受入時には、多職種によるカンファレンスを行っているか
- 42-2 子どもの問題に応じた治療教育、性教育などの支援を行っているか
- 42-3 一時保護所の子どもの中で、性的問題行動が起きた場合には、適切な対処が行われているか
- 42-4 PTSD 症状、訴えがみられた場合は、迅速に児童心理司、医師に報告し、適切な対応を行っているか
- 43-1 他害や自傷行為等の逸脱行為がある又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 43-2 アセスメントに基づく対応方針に応じたケアが行われているか
- 43-3 他害等の逸脱行動には毅然と対応しているか
- 44-1 無断外出を行う又は行う可能性のある場合には、その背景のアセスメントを実施しているか
- 44-2 無断外出が発生した場合に、その子どもに対して適切な対応を行っているか
- 44-3 無断外出があった場合には、その子ども以外に対しても適切な対応を行っているか
- 45-1 一定の重大事件に係る触法少年と思料される子どもの一時保護にあたっては、必要な手続き、支援体制の確保が行われているか
- 45-2 重大事件の場合には、刺激の少ない部屋で安心させる対応を行っているか
- 45-3 重大事件の場合には、他児との関係に関する配慮を行っているか
- 46-1 身近な親族が亡くなったことを適切な時期に適切な方法で伝えているか
- 46-2 葬儀等に参加させているか
- 46-3 必要によりグリーフケアやモーニングワークを行っているか
- 47-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 47-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 48-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 48-3 障害を有する子どもの受入にあたり、他の子どもに対する障害への理解を深めるなどの取組みがなされているか
- 49-1 受入を行った場合に、必要な支援が行える環境・体制があるか
- 49-2 対応方針に応じたケアが行われているか
- 50-1 無断外出があった場合の対応は明確になっているか
- 50-2 無断外出の未然防止に努めているか
- 51-1 火災等の非常災害に備え、具体的な避難計画を作成しているか
- 51-2 避難訓練を毎月1回以上実施しているか
- 51-3 日頃から、消防署、警察署、病院等の関係機関との連携に努め、緊急事態発生時に迅速、適切な協力が得られるように努めている
- 52-1 感染症の発生を防ぐための対策が講じられているか
- 52-2 感染症が発生した場合の対応が明確になっているか
- 53-1 マニュアル等が作成され、職員全体で共有や確認できる体制があるか
- 53-2 マニュアル等の内容の実効性を高めるための取組みが行われているか
- 53-3 マニュアル等の内容に基づき、実施されていることを確認する仕組みがあるか
- 53-4 マニュアル等の内容について見直し等が行われているか
- 54-1 自己評価が定期的に行われているか
- 54-2 外部評価の仕組みがあり、定期的に行われているか

- 54-3 自己評価や外部評価の結果を踏まえた質の向上のための取組みが行われているか
- 54-4 職員間での共有や職員一体となった取組みが行われるようになっているか
- 55-1 一時保護を行うにあたり、子どもの家庭の状況、心身の状況、性格、成長・発達等の状況を十分に把握できているか
- 55-2 集団生活をさせても問題がないかの確認が行えているか
- 56-1 チームで情報共有しながらアセスメントが行われているか
- 56-2 総合的なアセスメントに基づく個別援助指針(援助方針)が策定されているか
- 57-1 個別援助指針(援助方針)に基づく個別ケアを大前提とした子どもの養育・支援が行われているか
- 58-1 積極的に子どもと関わり、細かなやりとりを通じた子どもへのアセスメントを行っているか
- 58-2 子どもの変化に応じた支援が行われているか
- 58-3 必要以上に長期間の保護が行われていないか
- 59-1 子どもの全生活場面について行動観察を行っているか
- 59-2 子どもの行動観察の結果を記録しているか
- 60-1 職員は、業務引継を適切に行っているか
- 60-2 原則として、週1回は観察会議を実施しているか
- 60-3 観察会議の結果を、判定会議に提出しているか
- 61-1 子どもや保護者の状況等に応じた必要な支援が行われているか
- 61-2 日用品、着替え等を持っていない子どもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを支給又は貸与しているか
- 62-1 子どもにとって心理的に大切な物については、一時保護期間中に子どもが所持できるよう配慮しているか
- 62-2 一時保護期間中、子どもが所持する物については、記名しておく等子どもの退所時に紛失していないよう配慮しているか
- 62-3 所持物の中に麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等がある場合には、直ちに警察に連絡しているか
- 63-1 一時保護の継続判断を行うために、児童相談所等に必要な情報の提供をしているか
- 63-2 一時保護中に得られた子どもに関する情報を適切に引継いでいるか(成育歴、強み・長所、継続的な取組等)
- 64-1 子どもの所有物は、一時保護解除時に返還しているか
- 64-2 子ども以外の者への返還は、適切に行われているか